

# 航空自衛隊秋田分屯基地仕様書

仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書			
	性質による分類	個別仕様書			
物品番号			仕様書番号		
品名 又は 件名	健康診断	秋分基LPS-X99010			
		承認	令和 6年	1月 25日	
		作成	令和 6年	1月 25日	
		改正	令和	年	月 日
			令和	年	月 日
作成部隊等名	秋田分屯基地				
<p>1 総則</p> <p>1.1 適用範囲 本仕様書は、航空自衛隊秋田分屯基地における健康診断について適用する。</p> <p>1.2 関連文書 航空自衛隊における健康診断及び体力検査に関する達(昭和60年10月14日 航空自衛隊達第26号)</p> <p>2 一般事項</p> <p>2.1 本役務に関する責任は、契約相手方が有する。</p> <p>2.2 本役務に関する事項において調整が必要な場合は、監督官と調整するものとする。</p> <p>2.3 本役務の履行にあたり、航空自衛隊秋田分屯基地において、指定区域以外への立入は禁止とする。指定区域については、監督官の指示を受けるものとする。</p> <p>3 役務に関する要求</p> <p>3.1 役務の内容</p> <p>3.1.1 履行時期 監督官との調整によるものとする。</p> <p>3.1.2 履行場所 航空自衛隊秋田分屯基地及び契約相手方指定場所とする。</p> <p>3.1.3 役務の細部内容</p> <p>a) 契約相手方は、検査日当日の受付業務を実施するものとする。</p> <p>b) 契約相手方は、検査項目に応じた問診を実施するものとする。</p> <p>c) 契約相手方は、実施した検診結果は、書面(様式任意)にて官側へ報告するものとする。</p> <p>d) 契約相手方は、本役務に必要な器材を用意するものとする。</p> <p>4 個人情報の取扱い</p> <p>4.1 契約相手方は、善良な管理者の注意を持って役務を行うものとする。</p> <p>4.2 契約相手方は、個人情報漏えい等防止のため、適切な処置をとらなければならない。</p> <p>4.3 契約相手方は、役務に係る個人情報を他の目的で使用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。本契約終了後も同様とする。</p> <p>5 検査(契約履行の確認)</p> <p>5.1 検査官は、提出された書面の確認を持って行うものとする。</p> <p>6 その他</p> <p>6.1 契約相手方は、許可なく仕様書の複写又は作業関係者以外への貸出しを行うことは禁止とする。</p> <p>6.2 契約相手方は、不具合事項等の発生により本仕様書に明記されていない事項等、疑義が生じた場合、官側と協議するものとする。</p>					